



2025/10/27 15:07 現在の情報です。

東京都千代田区神田三崎町三丁目6番12号神田三崎町ビル4階
株式会社 indent

会社法人等番号	0210-01-068394	
商号	株式会社 indent	
本店	東京都千代田区神田三崎町三丁目6番12号神田三崎町ビル4階	
公告をする方法	<p>電子公告により行う。 https://k.secure.freee.co.jp/companies/167484/announces ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。</p>	
会社成立の年月日	令和1年10月8日	
目的	<p>(1) コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの企画、研究、開発、設計、製造、販売、保守、リース、賃貸及び輸出入並びにこれらに関するコンサルティング業務 (2) 音声及び映像のソフトウェアの企画、制作、販売並びに賃貸 (3) インターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス並びに情報収集サービス (4) 情報の収集、分析、管理及び処理サービス業、情報提供サービス業並びに情報処理に関する研究及び開発 (5) 電子出版物の制作、販売及び仲介 (6) 書籍の企画、編集、製作、出版及び販売事業 (7) 広告代理業及び各種の宣伝に関する業務 (8) アウトソーシング事業の受託及び請負 (9) 人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務 (10) 高校、大学、専門学校等への進学に関する情報の提供及び生徒、学生の募集に関するコンサルティング業務 (11) 研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務 (12) 各種イベントの企画及び運営の請負 (13) 映画、コンサート、演劇、スポーツ、イベント等の各種催物チケットの販売 (14) パンフレット、キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したものの）の販売 (15) CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤及びその他の企画、制作、販売、輸出入並びに賃貸 (16) 学習教室の経営 (17) 飲食店及び喫茶店の経営 (18) 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテルその他宿泊施設の経営 (19) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介、保有並びに運用 (20) 日用雑貨及び服飾雑貨の販売 (21) 衣料品、衣料雑貨品、装身具、鞆、時計及び文房具の企画、製作並びに販売 (22) 事務用品の販売 (23) 古物営業 (24) 生活用品、食料品等の移動販売事業 (25) 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	
発行可能株式総数	10万株	
	10万4000株	令和 6年12月25日変更
		令和 7年 1月 7日登記
	10万4500株	令和 7年 3月31日変更
		令和 7年 4月14日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数 2万4576株 各種の株式の数 普通株式 1万5786株</p>	

	<p>A種優先株式 3731株 B種優先株式 5059株</p>	
	<p>発行済株式の総数 2万7691株 各種の株式の数 普通株式 1万5786株 A種優先株式 3731株 B種優先株式 5059株 C種優先株式 3115株</p>	<p>令和 6年12月27日変更 ----- 令和 7年 1月 7日登記</p>
資本金の額	<p>金2億6977万4044円</p>	
	<p>金1億円</p>	<p>令和 6年 3月22日変更 ----- 令和 6年 4月 4日登記</p>
	<p>金3億5003万3263円</p>	<p>令和 6年12月27日変更 ----- 令和 7年 1月 7日登記</p>
	<p>金1億円</p>	<p>令和 7年 9月25日変更 ----- 令和 7年10月 1日登記</p>
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	<p>普通株式 8万9000株 A種優先株式 5000株 B種優先株式 6000株</p> <p>1. 残余財産の分配</p> <p>(1) 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、同順位にて、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）及び普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき75,124円（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当社の取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）により適切に調整されるものとし、以下「B種優先株式残余財産分配額」という。）を支払う。</p> <p>(2) 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、34,841円（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当社の取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）により適切に調整されるものとし、以下「A種優先株式残余財産分配額」という。）を支払う。</p> <p>(3) 前2項による分配の後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をするときは、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者は、残余財産の分配を受ける。この場合、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者はB種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、A種優先株主、A種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式が「2. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当社に取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者はA種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式が「2. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当社に取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとする。</p> <p>2. 株式を対価とする取得請求権</p> <p>1. A種優先株主は、いつでも、当社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記（1）に定めるところに従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。</p> <p>(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数</p> <p>(ア) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。</p>	<p>A種優先株主が取得の請求をした A種優先株式の払込金額の総額</p>

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数}}{\text{取得価額}}$$

- (イ) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。
- (2) 取得価額及びA種優先株式の1株当たりの払込金額は、当初、金34,841円とする。

(3) 取得価額の調整

- ① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- (ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点での当会社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）の数を除く。）」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点での自己株式の数を除く。）」とそれぞれ読み替える。また、この場合A種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。また、この場合A種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (ウ) 調整前取得価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}} \right) + \text{調整前取得価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数} - \text{自己株式数}}$$

（既発行普通株式数 - 自己株式数） + 新規発行普通株式数
取得価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。

ただし、本（ウ）による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するA種優先株主（複数のA種優先株主が保有するA種優先株式の数が過半数となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- (エ) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる普通株式以外の株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（エ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（エ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（エ）における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得

される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額（但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(オ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本(オ)において同じ。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(オ)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本(オ)における負担価額とは、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額（但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(オ)による取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権（当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。）の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由による他、下記(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、当会社は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）に基づき、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、書面で通知することにより、取得価額及びA種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

(ア) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(イ) 前(ア)の他、普通株式の発行済株式の総数（但し、自己株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 上記①(エ)及び(オ)に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。

④ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、取得価額の調整は行わないものとする。

2. B種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(1)に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

(ア) B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

B種優先株主が取得の請求をした
B種優先株式の払込金額の総額

取得と引換えに交付
すべき普通株式の数 = $\frac{\text{取得価額}}{\text{取得価額}}$

(イ) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(2) 取得価額及びB種優先株式の1株当たりの払込金額は、当初、金75,124円とする。

(3) 取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。(ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点での当会社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）の数を除く。）」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点での自己株式の数を除く。）」とそれぞれ読み替える。また、この場合B

種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。また、この場合B種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (ウ) 調整前取得価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}} \right) - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}$$

（既発行普通株式数－自己株式数）＋新規発行普通株式数
取得価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。

ただし、本（ウ）による取得価額の調整は、B種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するB種優先株主（複数のB種優先株主が保有するB種優先株式の数が過半数となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- (エ) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる普通株式以外の株式の払込期日（払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日。以下本（エ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（エ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（エ）における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額（但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- (オ) 行使することにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本（オ）において同じ。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（オ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（オ）における負担価額とは、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額（但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのう

ちの最も低い金額とする。)の合計額をいう。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(オ)による取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権(当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。)の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由による他、下記(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、当社は、取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。)に基づき、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、書面で通知することにより、取得価額及びB種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

(ア) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(イ) 前(ア)の他、普通株式の発行済株式の総数(但し、自己株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 上記①(エ)及び(オ)に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満少数第2位まで算出し、その少数第2位を四捨五入する。

④ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、取得価額の調整は行わないものとする。

3. 普通株式の交付と引換えにする取得条項

1. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会を意味する。以下本条において同じ。)の定める日をもって、「2. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。

(1) 当社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものの上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。

(2) 発行済のA種優先株式の過半数を有するA種優先株主(A種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。)が書面により同意したとき。

2. 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会の定める日をもって、「2. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。

(1) 当社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものの上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。

(2) 発行済のB種優先株式の過半数を有するB種優先株主(B種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。)が書面により同意したとき。

4. 種類株主総会決議の排除

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合において、法令に別段の定めのある場合を除き、当社は、法令に定める種類株主総会の決議を要しない。

普通株式 8万9000株

A種優先株式 5000株

B種優先株式 6000株

C種優先株式 4000株

I. 残余財産の分配

1 当社は、残余財産を分配するときは、C種優先株式を有する株主(以下「C種優先株主」という。)又はC種優先株式の登録株式質権者(以下「C種優先登録株式質権者」という。)に対し、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)及び普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、C種優先株式1株につき160,535円(但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当社の取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。)により適切に調整されるものとし、以下「C種優

- 先株式残余財産分配額」という。)を支払う。
- 2 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、A種優先株主、A種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、75,124円(但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当会社の取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。)により適切に調整されるものとし、以下「B種優先株式残余財産分配額」という。)を支払う。
- 3 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、34,841円(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当会社の取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。)により適切に調整されるものとし、以下「A種優先株式残余財産分配額」という。)を支払う。
- 4 前3項による分配の後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をするときは、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者は、残余財産の分配を受ける。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者はC種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、A種優先株主、A種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式が「II. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当会社に取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者はB種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、A種優先株主、A種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式が「II. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当会社に取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者はA種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式が「II. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当会社に取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとする。

II. 株式を対価とする取得請求権

- 1 A種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(1)に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

(ア) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(イ) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(2) 取得価額及びA種優先株式の1株当たりの払込金額は、当初、金34,841円とする。

(3) 取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点での当会社が保有する普通株式(以下「自己株式」という。)の数を除く。)」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点での自己株式の数を除く。)」とそれぞれ読み替える。また、この場合A種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効

力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。また、この場合A種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (ウ) 調整前取得価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}} \right)}{\text{調整前取得価額} - \text{自己株式数}}$$

（既発行普通株式数－自己株式数）＋新規発行普通株式数
取得価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。

ただし、本（ウ）による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するA種優先株主（複数のA種優先株主が保有するA種優先株式の数が過半数となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- (エ) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる普通株式以外の株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（エ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（エ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（エ）における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額（但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- (オ) 行使することにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本（オ）において同じ。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（オ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（オ）における負担価額とは、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額（但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場

合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本（オ）による取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権（当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。）の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由による他、下記（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、当社は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）に基づき、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、書面で通知することにより、取得価額及びA種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

（ア）合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

（イ）前（ア）の他、普通株式の発行済株式の総数（但し、自己株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

（ウ）上記①（エ）及び（オ）に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、取得価額の調整は行わないものとする。

2 B種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記（1）に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

（1）取得と引換えに交付すべき普通株式の数

（ア）B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

（イ）取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

（2）取得価額及びB種優先株式の1株当たりの払込金額は、当初、金75,124円とする。

（3）取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

（ア）普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）の数を除く。）」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で自己株式の数を除く。）」とそれぞれ読み替える。また、この場合B種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

（イ）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。また、この場合B種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

（ウ）調整前取得価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行

使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}} \right) + \text{調整前取得価額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

(既発行普通株式数 - 自己株式数) + 新規発行普通株式数
 取得価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。ただし、本(ウ)による取得価額の調整は、B種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するB種優先株主(複数のB種優先株主が保有するB種優先株式の数が過半数となる場合を含む。)がかかる調整を不要とした場合には調整は行われな

(エ) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる普通株式以外の株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(エ)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(エ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本(エ)における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額(但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。)の合計額をいう。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(オ) 行使することにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本(オ)において同じ。)において、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(オ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本(オ)における負担価額とは、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額(但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。)の合計額をいう。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(オ)による取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権(当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。)の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由による他、下記(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、当社は、取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。)に基づき、B種

優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、書面で通知することにより、取得価額及びB種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

(ア) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(イ) 前(ア)の他、普通株式の発行済株式の総数(但し、自己株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 上記①(エ)及び(オ)に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、取得価額の調整は行わないものとする。

3 C種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(1)に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

① C種優先株式1株を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数(以下「C種優先転換比率」という。)は、次のとおりとする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

② 但し、かかる取得請求権の行使のために提出したC種優先株式の払込金額の総額を転換価額(以下「転換価額」又は「C種転換価額」という。)で除した数に1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

C種優先株主が取得の請求をした
C種優先株式1株当たりの払込金額

$$\text{C種優先転換比率} = \frac{\text{C種優先株主が取得の請求をした C種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{転換価額}}$$

(2) 転換価額

① 当初のC種転換価額は、1株につき金160,535円とする。

(3) 転換価額の調整

① C種転換価額は、C種優先株式発行後、以下に基づき調整される。

(ア) C種転換価額は、2026年3月31日(以下「調整日」という。)の経過時に、2026年3月時点における直前4ヶ月間累計

(2025年12月から2026年3月)の当会社の売上高及び新規エージェント作品数の内容に応じて、当初のC種転換価額から下記の表1に定める調整後C種転換価額の金額に変更される。

1. 本項における「新規エージェント作品数」とは、当会社が原作エージェント事業において契約を締結している企業に対して新しく提供する小説等の原作の作品数をいう。但し、事業計画の変更に伴い新規エージェント作品数の名称が変更される場合、変更後の名称と読み替えて転換価額の調整を行う。

2. 表1において、以下の規則に従い調整後C種転換価額(但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。)を調整する。

i. (A)及び(B)が同段階の場合、又は(A)の段階が(B)の段階を下回る場合、調整後C種転換価額は(A)の段階を参照する。

ii. (A)の段階が(B)の段階を上回る場合、調整後C種転換価額は(B)の段階に1を加えた段階を参照する。

表1

段階	調整後C種 転換価額(円)	(A) 新規エージェント 作品数(件)	(B) 売上高(千円)
1	123,550	151未満	467,333未満
2	127,659	151以上	467,333以上
3	131,769	159以上	492,368以上
4	135,878	167以上	517,404以上
5	139,988	176以上	542,440以上
6	144,097	184以上	567,475以上
7	148,207	192以上	592,511以上
8	152,316	200以上	617,547以上
9	156,426	208以上	642,582以上
10	160,535	216以上	667,618以上

② 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）の数を除く。）」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で自己株式の数を除く。）」とそれぞれ読み替える。また、この場合C種優先株式の1株当たりの払込金額も、転換価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により転換価額を調整する。また、この場合C種優先株式の1株当たりの払込金額も、転換価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(ウ) 調整前転換価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} \right) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当会社が保有していない当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当会社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。ただし、本（ウ）による転換価額の調整は、C種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するC種優先株主（複数のC種優先株主が保有するC種優先株式の数が過半数となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われぬ。

(エ) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる普通株式以外の株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（エ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（エ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。なお、本（エ）における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額（但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合は、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(オ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けること

ができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本（オ）において同じ。）かかかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（オ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。なお、本（オ）における負担価額は、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額（但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本（オ）による転換価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権（当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。）の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

③ 上記②に掲げた事由による他、下記（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、当社は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）に基づき、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、書面にて通知することにより、転換価額及びC種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

（ア）合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

（イ）前（ア）の他、普通株式の発行済株式の総数（但し、自己株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

（ウ）上記②（エ）及び（オ）に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

④ 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

⑤ 転換価額の調整に際して計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、転換価額の調整は行わないものとする。

III. 普通株式の交付と引換えにする取得条項

1 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会を意味する。以下本IIIにおいて同じ。）の定める日をもって、「II. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。

（1）当社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものに上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。

（2）発行済のA種優先株式の過半数を有するA種優先株主（A種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。）が書面により同意したとき。

2 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会の定める日をもって、「II. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。

（1）当社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものに上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。

（2）発行済のB種優先株式の過半数を有するB種優先株主（B種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。）が書面により同意したとき。

3 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会の定める日をもって、「II. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。

- (1) 当会社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものの上場申請することを当会社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。
- (2) 発行済のC種優先株式の過半数を有するC種優先株主（C種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。）が書面により同意したとき。

IV. 種類株主総会決議の排除

当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合において、法令に別段の定めのある場合を除き、当会社は、法令に定める種類株主総会の決議を要しない。

令和 6年12月25日変更 令和 7年 1月 7日登記

普通株式 8万9000株
 A種優先株式 5000株
 B種優先株式 6000株
 C種優先株式 4500株

I. 残余財産の分配

- 1 当会社は、残余財産を分配するときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）及び普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき160,535円（但し、C種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当会社の取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）により適切に調整されるものとし、以下「C種優先株式残余財産分配額」という。）を支払う。
- 2 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、A種優先株主、A種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、75,124円（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当会社の取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）により適切に調整されるものとし、以下「B種優先株式残余財産分配額」という。）を支払う。
- 3 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、34,841円（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又はこれらに類する事由があったときは、当会社の取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）により適切に調整されるものとし、以下「A種優先株式残余財産分配額」という。）を支払う。
- 4 前3項による分配の後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をすることは、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者は、残余財産の分配を受ける。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者はC種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、A種優先株主、A種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、C種優先株式が「II. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当会社を取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとし、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者はB種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、A種優先株主、A種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、B種優先株式が「II. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当会社を取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者はA種優先株式残余財産分配額に加え、当該分配が行われる日において、C種優先株主、C種優先登録株式質権者、B種優先株主、B種優先登録株式質権者、普通株主及び普通登録株式質権者と同順位にて、A種優先株式が「II. 株式を対価とする取得請求権」に基づき当会社を取得され、普通株式が交付されたと仮定した場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受けるものとする。

II. 株式を対価とする取得請求権

- 1 A種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記（1）に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、

当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

(ア) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

- (イ) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。
- (2) 取得価額及びA種優先株式の1株当たりの払込金額は、当初、金34,841円とする。

(3) 取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点での当会社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）の数を除く。）」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点での自己株式の数を除く。）」とそれぞれ読み替える。また、この場合A種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。また、この場合A種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(ウ) 調整前取得価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}} \right) + \text{調整前取得価額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

（既発行普通株式数－自己株式数）＋新規発行普通株式数
取得価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当会社が保有していない当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当会社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。

ただし、本（ウ）による取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するA種優先株主（複数のA種優先株主が保有するA種優先株式の数が過半数となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

(エ) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる普通株式以外の株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（エ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準

日。以下本（エ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（エ）における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額（但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(オ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本（オ）において同じ。）に、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（オ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（オ）における負担価額とは、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額（但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本（オ）による取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権（当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。）の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由による他、下記（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、当会社は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）に基づき、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対し、書面で通知することにより、取得価額及びA種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

(ア) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(イ) 前（ア）の他、普通株式の発行済株式の総数（但し、自己株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 上記①（エ）及び（オ）に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、取得価額の調整は行わないものとする。

2 B種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、下記（1）に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

(ア) B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{B種優先株主が取得の請求をした B種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(イ) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(2) 取得価額及びB種優先株式の1株当たりの払込金額は、当初、金75,124円とする。

(3) 取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）の数を除く。）」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で自己株式の数を除く。）」とそれぞれ読み替える。また、この場合B種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により取得価額を調整する。また、この場合B種優先株式の1株当たりの払込金額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

(ウ) 調整前取得価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}} \text{）} - \text{自己株式数}}{\text{（既発行普通株式数} - \text{自己株式数）}}$$

（既発行普通株式数－自己株式数）＋新規発行普通株式数
取得価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。ただし、本（ウ）による取得価額の調整は、B種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するB種優先株主（複数のB種優先株主が保有するB種優先株式の数が過半数となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

(エ) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる普通株式以外の株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（エ）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（エ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（エ）における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額（但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(オ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前取得価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本（オ）において同じ。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（オ）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。なお、本（オ）における負担価額とは、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額（但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。）の合計額をいう。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本（オ）による取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権（当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権を含む。）の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由による他、下記（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、当会社は、取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。）に基づき、B種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対し、書面で通知することにより、取得価額及びB種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

(ア) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(イ) 前（ア）の他、普通株式の発行済株式の総数（但し、自己株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 上記①（エ）及び（オ）に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、取得価額の調整は行わないものとする。

3 C種優先株主は、いつでも、当会社に対して、その有するC種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記（1）に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数

① C種優先株式1株を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数（以下「C種優先転換比率」という。）は、次のとおりとする。取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

② 但し、かかる取得請求権の行使のために提出したC種優先株式の払込金額の総額を転換価額（以下「転換価額」又は「C種転換価額」という。）で除した数に1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

C種優先株主が取得の請求をした
C種優先株式1株当たりの払込金額

C種優先転換比率 = $\frac{\text{C種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{転換価額}}$

(2) 転換価額

① 当初のC種転換価額は、1株につき金160,535円とする。

(3) 転換価額の調整

① C種転換価額は、C種優先株式発行後、以下に基づき調整される。

(ア) C種転換価額は、2026年3月31日（以下「調整日」という。）の経過時に、2026年3月時点における直前4ヶ月間累計

（2025年12月から2026年3月）の当会社の売上高及び新規エージェント作品数の内容に応じて、当初のC種転換価額から下記の表1に定める調整後C種転換価額の金額に変更される。

1. 本項における「新規エージェント作品数」とは、当会社が原作

- エージェント事業において契約を締結している企業に対して新しく提供する小説等の原作の作品数をいう。但し、事業計画の変更に伴い新規エージェント作品数の名称が変更される場合、変更後の名称と読み替えて転換価額の調整を行う。
2. 表1において、以下の規則に従い調整後C種転換価額（但し、C種優先株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、C種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）を調整する。
- i. (A) 及び (B) が同段階の場合、又は (A) の段階が (B) の段階を下回る場合、調整後C種転換価額は (A) の段階を参照する。
- ii. (A) の段階が (B) の段階を上回る場合、調整後C種転換価額は (B) の段階に1を加えた段階を参照する。

表1

段階	調整後C種 転換価額 (円)	(A) 新規エージェント 作品数 (件)	(B) 売上高 (千円)
1	123,550	151未満	467,333未満
2	127,659	151以上	467,333以上
3	131,769	159以上	492,368以上
4	135,878	167以上	517,404以上
5	139,988	176以上	542,440以上
6	144,097	184以上	567,475以上
7	148,207	192以上	592,511以上
8	152,316	200以上	617,547以上
9	156,426	208以上	642,582以上
10	160,535	216以上	667,618以上

② 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- (ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点での当社が保有する普通株式（以下「自己株式」という。）の数を除く。）」と、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点での自己株式の数を除く。）」とそれぞれ読み替える。また、この場合C種優先株式の1株当たりの払込金額も、転換価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割の場合には株式の分割にかかる基準日の翌日以降、また、株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって（株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降）、次の算式により転換価額を調整する。また、この場合C種優先株式の1株当たりの払込金額も、転換価額と同様に調整されるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (ウ) 調整前転換価額を下回る1株当たりの払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の行使又は取得による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、自己株式を処分する場合には、次の算式における「新規発行普通株式数」は「処分する自己株式の数」と、「自己株式数」は「処分前における自己株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数})}$$

（既発行普通株式数 - 自己株式数） + 新規発行普通株式数
 転換価額調整式における「既発行普通株式数」の算出上、その時点において発行され当社が保有していない当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより普通株式の交付

を受けることができる株式は全て普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され、当会社が保有していない新株予約権は全て行使され又は取得されて普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式数に算入されるものとする。ただし、本(ウ)による転換価額の調整は、C種優先株式の発行済株式数の過半数を保有するC種優先株主(複数のC種優先株主が保有するC種優先株式の数が過半数となる場合を含む。)がかかる調整を不要とした場合には調整は行わない。

(エ) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる普通株式以外の株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる普通株式以外の株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(エ)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(エ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。なお、本(エ)における負担価額とは、当該普通株式以外の株式の1株当たりの払込金額及び当該普通株式以外の株式を取得させ又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該株式の株主が負担すべき金額(但し、株主が負担すべき金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。)の合計額をいう。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

(オ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、調整前転換価額を下回る負担価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。以下本(オ)において同じ。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(オ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。なお、本(オ)における負担価額とは、普通株式1株当たりの当該新株予約権の払込金額及び当該新株予約権を行使し又は取得される際に交付される普通株式1株当たりの当該新株予約権の新株予約権者が負担すべき金額(但し、当該金額が条件によって複数想定される場合には、そのうちの最も低い金額とする。)の合計額をいう。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本(オ)による転換価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権(当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。)の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。

③ 上記②に掲げた事由による他、下記(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、当社は、取締役会決議(取締役会設置会社でない場合には、取締役の過半数の決定を意味する。)に基づき、C種優先株主及びC種優先登録株式質権者に対し、書面で通知することにより、転換価額及びC種優先株式の1株当たりの払込金額の双方又はいずれかの調整を適切に行うことができるものとする。

(ア) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

(イ) 前(ア)の他、普通株式の発行済株式の総数(但し、自己株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(ウ) 上記②(エ)及び(オ)に定める株式又は新株予約権につき、普通株式の交付を受ける可能性のある期間が終了した場合。但し、当該株式又は新株予約権の全部について、普通株式の交付を受ける事由が発生した場合を除く。

④ 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

⑤ 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の差にとどまるときは、転換価額の調整は行わないものとする。

III. 普通株式の交付と引換えにする取得条項

1 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会(取締役

	<p>会設置会社でない場合には株主総会を意味する。以下本Ⅲにおいて同じ。)の定める日をもって、「Ⅱ. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。</p> <p>(1) 当社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものに上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。</p> <p>(2) 発行済のA種優先株式の過半数を有するA種優先株主（A種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。）が書面により同意したとき。</p> <p>2 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会の定める日をもって、「Ⅱ. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。</p> <p>(1) 当社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものに上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。</p> <p>(2) 発行済のB種優先株式の過半数を有するB種優先株主（B種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。）が書面により同意したとき。</p> <p>3 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、取締役会の定める日をもって、「Ⅱ. 株式を対価とする取得請求権」に定める条件に従って、発行済のC種優先株式の全部を取得し、引換えにC種優先株主に対し当社の普通株式を交付することができる。なお、C種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合の処理については、会社法第234条の定めに従うものとする。</p> <p>(1) 当社の株式を、国内国外を問わず、金融商品取引所又はこれに類するものに上場申請することを当社の取締役会で決議した場合において、当該上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けたとき。</p> <p>(2) 発行済のC種優先株式の過半数を有するC種優先株主（C種優先株主の合計で過半数を有する場合を含む。）が書面により同意したとき。</p> <p>Ⅳ. 種類株主総会決議の排除 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合において、法令に別段の定めのある場合を除き、当社は、法令に定める種類株主総会の決議を要しない。</p> <p style="text-align: right;">令和 7年 3月31日変更 令和 7年 4月14日登記</p>	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 釜 形 勇 気	令和 5年12月25日重任
	取締役 春 藤 祐 一	令和 5年12月25日重任
	取締役 下 宮 一 真	令和 5年12月25日重任
	取締役 井 村 覚	令和 5年12月25日重任
	取締役 堤 由 惟	令和 5年12月25日重任
	取締役 小 室 稔 樹	令和 6年12月25日就任 令和 7年 1月 7日登記
	神奈川県海老名市扇町1番4-202号 代表取締役 釜 形 勇 気	令和 5年12月25日重任
	神奈川県相模原市南区 代表取締役 釜 形 勇 気	令和 7年 4月26日住所 移転
		令和 7年 6月13日登記

新株予約権

第1回新株予約権

新株予約権の数

200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式200株（本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当社普通株式の1株とする）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない本新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株あたりの金額34,841円（以下「行使価額」という）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{1}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額} + \text{または処分株式数} \times \text{または処分価額}}{\text{1株当たり時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} + \text{または処分株式数}}{\text{1株当たり時価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

2024年12月17日から2034年12月16日までの間

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または使用人（以下「当社役員等」という）の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして、当社株主総会決議によって特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

本新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭の調整は行わない。

本新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後3年間に本新株予約権者が、行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の3/10まで、2年目は割当数の6/10まで、3年目は割当数の9/10までとする。この比率を乗ずることにより生じる普通株式1個未満の端数は切り捨てる。

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって交付（株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という）の合

計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1200万円、または行使時において租特法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

(2) 相続

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役の決定により承認した場合は、この限りではない。

(3) 質入れ・担保権の設定

本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、次の(1)から(4)までに基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役の決定により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役の決定により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が当社役員等の地位を喪失した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場を申請した場合において、本新株予約権者が、証券取引所の規則（継続保有義務等）に違反した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）であることまたは資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

第2回新株予約権

新株予約権の数

200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式200株（本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当社普通株式の1株とする）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない本新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株あたりの金額34,841円（以下「行使価額」という）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{または処分株式数} \times \text{または処分価額}}{\text{株式数} + \dots}$$

調整後 調整前
行使価額 = 行使価額 ×

1株当たり時価

既発行株式数 + 新規発行株式数または処分株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

2025年7月11日から2035年7月10日までの間

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または使用人（以下「当社役員等」という）の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして、当社株主総会決議によって特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
本新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭の調整は行わない。

本新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後3年間に本新株予約権者が、行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の3/10まで、2年目は割当数の6/10まで、3年目は割当数の9/10までとする。この比率を乗ずることにより生じる普通株式1個未満の端数は切り捨てる。

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって交付（株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という）の合計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円、または行使時において租特法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

(2) 相続

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役の決定により承認した場合は、この限りではない。

(3) 質入れ・担保権の設定

本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、次の(1)から(4)までに基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役の決定により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得ことができ、一部を取得する場合は、取締役の決定により取得する新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社役員等の地位を喪失した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場を申請した場合において、本新株予約権者が、証券取引所の規則（継続保有義務等）に違反した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）であることまたは資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

50個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式50株(本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当社普通株式の1株とする)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない本新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株あたりの金額34,841円(以下「行使価額」という)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

株式分割または株式併合の比率

また、調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く)、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数+ $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{または処分株式数} \times \text{または処分価額}}$

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数+新規発行株式数または処分株式数}}$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

2025年7月11日から2035年7月10日までの間

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という)は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または使用人(以下「当社役員等」という)の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして、当社株主総会決議によって特に行使を認められた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

本新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭の調整は行わない。

本新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。

また、上場後3年間に本新株予約権者が、行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の3/10まで、2年目は割当数の6/10まで、3年目は割当数の9/10までとする。この比率を乗ずることにより生じる普通株式1個未満の端数は切り捨てる。

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって交付(株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ)される株式の払込金額(当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という)の合計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1200万円、または行使時において租特法の適用を受け

ることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

(2) 相続

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役の決定により承認した場合は、この限りではない。

(3) 質入れ・担保権の設定

本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、次の(1)から(4)までに基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役の決定により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得ことができ、一部を取得する場合は、取締役の決定により取得する新株予約権を決定するものとする。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権者が当社役員等の地位を喪失した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場を申請した場合において、本新株予約権者が、証券取引所の規則(継続保有義務等)に違反した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ)であることまたは資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

第4回新株予約権

新株予約権の数

250個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式250株(本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当社普通株式の1株とする)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない本新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株あたりの金額75,124円

(以下「行使価額」という)に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{調整後株式数}}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く)、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{または処分株式数} \times \text{または処分価額}}{\text{調整後株式数} + \text{調整前株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株あたり時価}}{\text{調整後株式数}}$$

既発行株式数+新規発行株式数または処分株式数
上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

2026年3月22日から2036年3月21日までの間

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役または使用人（以下「当社役員等」という）の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして、当社株主総会決議によって特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 本新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭の調整は行わない。
- ④ 本新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。

また、上場後3年間に本新株予約権者が、行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の3/10まで、2年目は割当数の6/10まで、3年目は割当数の9/10までとする。この比率を乗ずることにより生じる普通株式1個未満の端数は切り捨てる。

- ⑤ 本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって交付（株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という）の合計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1200万円、または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

(2) 相続

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役の決定により承認した場合は、この限りではない。

(3) 質入れ・担保権の設定

本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、次の(1)から(4)までにに基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役の決定により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得ことができ、一部を取得する場合は、取締役の決定により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 本新株予約権者が当社役員等の地位を喪失した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場を申請した場合において、本新株予約権者が、証券取引所の規則（継続保有義務等）に違反した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

① 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合

② 本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）であることまたは資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

第5回新株予約権

新株予約権の数

458個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式458株（本新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当社普通株式の1株とする）

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない本新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が併合、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他本新株予約権1個あたりの目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株あたりの金額75,124円（以下「行使価額」という）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{株式分割または株式併合の比率}}{1}$$

また、調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く）、上記の行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{または処分株式数} \times \text{または処分価額}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株当たり時価}}{1}$$

上記算式において、「既発行株式数」は、「既発行株式数」+「新規発行株式数または処分株式数」から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

新株予約権を行使することができる期間

2026年10月31日から2034年10月30日までの間

ただし、権利行使の最終日が銀行の営業日でない場合には、その前銀行営業日を権利行使の最終日とする。

新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役、使用人または顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社との間で委任、請負等の継続的な契約関係上の地位（以下「当社役員等」という）を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものとして、当社株主総会決議によって特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ 本新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭の調整は行わない。
- ④ 本新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。また、上場後3年間に本新株予約権者が、行使可能な新株予約権の数は、1年目は割当数の3/10まで、2年目は割当数の6/10まで、3年目は割当数の9/10までとする。この比率を乗ずることに

より生じる普通株式1個未満の端数は切り捨てる。
 ⑤本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって交付（株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という）の合計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間3600万円、または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。

(2) 相続

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役の決定により承認した場合は、この限りではない。

(3) 質入れ・担保権の設定

本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、次の(1)から(4)までにに基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役の決定により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は次の(1)から(4)までに定める取得の事由が生じた新株予約権の全部または一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役の決定により取得する新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意）が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権者が当社役員等の地位を喪失した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が東京証券取引所その他これに類する国内または国外の証券取引所に上場を申請した場合において、本新株予約権者が、証券取引所の規則（継続保有義務等）に違反した場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ②本新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ）であることまたは資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

令和 6年10月31日発行

令和 6年11月14日登記

第6回新株予約権

新株予約権の数

498個（各新株予約権1個当たりの目的たる株式数1株。なお、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

C種優先株式 498株

なお、会社が株式分割（C種優先株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率
 （本新株予約権の目的たる株式数の調整）

行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。

なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、上記及び「新株予約権の数」による。

$$\text{調整後の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前の各新株予約権1個当たりの目的たる株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

第1 行使価額

1 当初1株につき、金160,535円（以下「行使価額」という。）

2 本新株予約権の行使価額の総額は金79,946,430円とする。
 第2 行使価額の調整
 1 第3の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。
 4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。
 5 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。

第3 行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日
 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもってC種優先株式を発行し又は移転する場合
 調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

二 株式の分割によりC種優先株式を発行する場合
 イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。

ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割によりC種優先株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社のC種優先株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもってC種優先株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合。但し、取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の時点における全ての新株予約権（当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。）の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。
 調整後の行使価額は、その新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

第4 その他の行使価額の調整
 第3の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに本新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届け出なければならない。

一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。

二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

三 第3の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。

新株予約権を行使することができる期間
 令和7年3月31日から令和14年3月31日まで
 （行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 1 会社が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に

- 定める金融商品取引所に対しその株式を上場申請するために、申請基準決算日を取締役会の決議により決定した場合には、取締役会の決議日をもって、本新株予約権の全部を取得し、引換えに本新株予約権者に対し会社の普通株式を目的とする他の新株予約権を交付する。
- 2 取得により発行すべき普通株式を目的とする他の新株予約権
本新株予約権1個の取得と引換えに交付すべき普通株式を目的とする他の新株予約権は1個とする。
- 3 本新株予約権を取得するのと引換えに交付する他の新株予約権の内容は下記(1)ないし(5)のとおりとする。

- (1) 新株予約権の数
498個
(各他の新株予約権1個当たりの目的たる株式数1株。なお、下記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、それに従う。)
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
普通株式 498株
なお、会社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、次の算式により他の新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、他の新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、各他の新株予約権1個当たり1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率
(他の新株予約権の目的たる株式数の調整)
行使価額の調整を行う場合は、各他の新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を、次の算出方法により調整する。
なお、株式分割又は株式併合の場合の株式数の調整は、上記及び前記(1)による。

$$\text{調整後の各他の新株予約権 1個当たりの目的たる株式数} = \frac{\text{調整前の各他の新株予約権 1個当たりの 調整前行使価額} \times \text{目的たる株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

- (3) 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 行使価額

- (i) 当初1株につき、金160,535円(以下「行使価額」という。)
- (ii) 他の新株予約権の行使価額の総額は金79,946,430円とする。

② 行使価額の調整

- (i) 下記③の各号に掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (ii) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数(自己株式数を除く。)とする。

- (iv) 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合及び自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

- (v) 行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当たりの額とする。

③ 行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用の日
行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

- 一 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- 一の二 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)を発行し、又は移転する場合。

	<p>なお、「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因（潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味する。）の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>なお、本号に該当する場合における行使価額調整式の適用にあたって、「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。</p> <p>二 株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日の株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。</p> <p style="text-align: center;">(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 期間内に発行された株式数</p> <p style="text-align: center;">株式数 = $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。}}$</p> <p>三 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合。但し、取得価額の調整は、従業員、役員等、又は外部協力者のインセンティブを目的として行う新株予約権の発行又は処分であって、発行又は処分の直後の時点における全ての新株予約権（当該発行又は処分を行う新株予約権及び既存の当該インセンティブを目的としない新株予約権も含む。）の目的となる株式の合計数が発行済株式総数の10%以内の株式となる新株予約権を発行又は処分する場合には適用されないものとする。</p> <p>調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>④その他の行使価額の調整</p> <p>前記③の各号に掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、行使価額の調整を適切に行うものとし、会社は関連事項決定後直ちに他の新株予約権者に対してその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要事項を届け出なければならない。</p> <p>一 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>二 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>三 前記③の第三号に定める新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間</p> <p>令和7年3月31日から令和14年3月31日まで（行使請求期間の最終日が会社の休日当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和</td> <td>7年</td> <td>3月31日発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>7年</td> <td>4月14日登記</td> </tr> </table>	令和	7年	3月31日発行	令和	7年	4月14日登記
令和	7年	3月31日発行					
令和	7年	4月14日登記					
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>令和5年12月25日神奈川県相模原市中央区田名1222番地15から本店移転</p> <p style="text-align: right;">令和 6年 1月16日登記</p>						

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。